

◎新潟県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市桃川字下フツベ沢2851の1、2851の4、2851の9から2851の11まで、字下フツへ沢2851の12から2851の14まで、2851の16、2851の19から2851の21まで、字小金堀2852の1、字大金堀2853の1、字論地2854の1、2854の2、2854の4、2854の6から2854の8まで、字下夕道2855の1、2855の6、2855の9、字峠2858の1、2858の3、2858の4、2858の19、2858の20、字ボタ坂2859の3、字ホタ坂2859の27から2859の30まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）